

伊予市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）運営事業者公募にかかる質疑応答

番号	質問内容	回答
	<p>整備計画書提出時の建築図面の変更はどの程度可能でしょうか。必要な土地の確保の目途はついていますが、土地の形状を整えるための用地交換等を行った場合に変更が生じる可能性があります。</p>	<p>構造や施設の設備状況、居室の概要等、大幅な変更は基本的に認めませんが、整備過程において施設の利便性の向上につながる変更については認めます。</p>
	<p>増床の場合、特養の既存許可 50 床と新規 50 床が同一フロアに混在してもよいでしょうか。</p>	<p>増床の場合において、既存許可の居室と新規の居室が同一フロアに混在することは問題ありませんが、新規の居室形態については、原則として、愛媛県が第 8 期計画にて普及推進をしている、個室型ユニットとしてください。</p> <p>全室を個室型にすることが難しい場合は、一部をユニット型個室的多床室にすることも可能です。</p>